

14.:輸送上の注意

国連分類：クラス 3（引火性液体）

国連番号：1993 その他の引火性液体（他の危険性を有しないもの）

国内規制：消防法危険物第 4 類第 2 石油類（非水溶性液体）

船舶安全法：危規則危険物告示別表第 1（引火性液体）

輸送の特定の安全対策及び条件：取り扱い及び保管の項の記載に従う。容器の破損、漏れが無いことを確認する。

輸出貿易管理令：輸出貿易管理令別表第 1 項—15 項、並びに別表第 2 の 21—3 項までのいずれの項目にも該当しない。

15.:適用法令

消防法：危険物第 4 類第 2 石油類（非水溶性液体）

労働安全衛生法：有機溶剤中毒予防規則（適用せず）

船舶安全法：危規則危険物告示別表第 1（引火性液体）

オゾン層破壊物質：含有せず。

輸出貿易管理令：輸出貿易管理令別表第 1 項—15 項、並びに別表第 2 の 21—3 項までのいずれの項目にも該当しない。

本物質は、化学物質管理促進法（PRTR 法）の第一種又は第二種指定化学物質、労働安全衛生法の通知対象、毒物及び劇物取締法の該当物質ではない。

16.:その他の情報 ・ （記載内容の取り扱い。）

記載内容は現時点で入手できる資料、データに基付いて作成しており、新しい知見により改訂されることが有ります。

また、注意事項は通常の手配を対象にしたもので有ります。

用途、用法に適した安全対策を実施のうえ、ご利用下さい。

なお、記載内容は情報の提供で有り、保証するものではありません。